
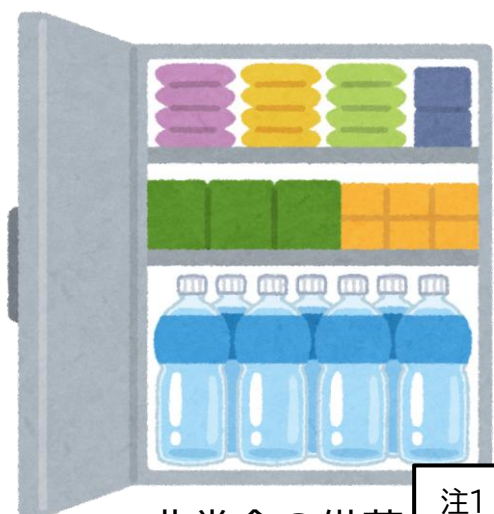


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

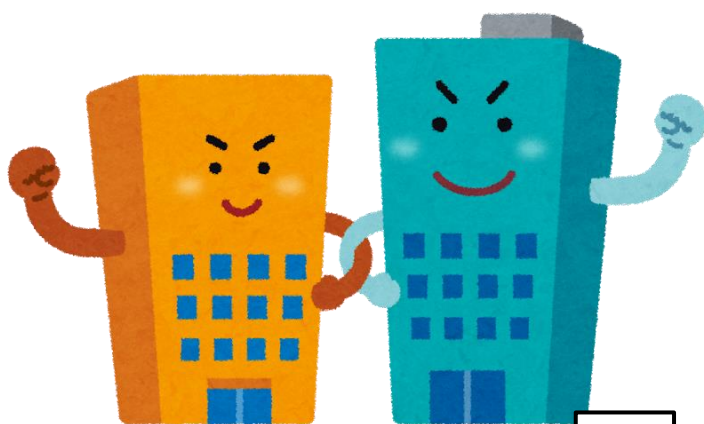
<税務> 令和6年能登半島地震により被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます

災害関係費用は会社の経費になるかも!?



非常食の備蓄

注1



被災した取引先の支援

注2



被災地への義援金

注3

※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 目黒・田中 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関する事、経営に関する事を各専門家がワンストップでご相談に応じます。

ワンポイント通信第464号「災害関係費用は会社の経費になるかも!？」

注1

【非常食の購入・備蓄】

会社全員の為に、災害に備えた非常食を購入・備蓄した場合、実際に使用していなくても事業供用があったものとして、その購入した事業年度に損金算入できます。

【防災用品の購入・備蓄】

会社全員の為に災害用品(防寒具、毛布、カイロ、ヘルメット等)を購入・備蓄した場合も損金算入できます。

ただし、1個当たりの金額により全額を購入した事業年度に損金算入できない場合も考えられます。

1個当たり 10 万円未満→購入額全額を損金

1個当たり 10 万円以上→減価償却の対象となり、全額を損金算入できない場合もあります。

注2

【被災した取引先の支援】

被災前の取引関係の維持・回復を目的として災害発生後その取引先に対して行った災害見舞金の支出・事業用資産の供与等に要した費用は、交際費や寄付金といった損金算入に制限のかかる費用には該当せず、全額損金に算入することができます。

また、復旧支援を目的として取引先に対する売掛金・貸付金等の債権を免除する場合には、その免除したことによる損失についても損金の額に算入できます。

既契約のリース料・貸付利息・割賦代金の減免をする場合や、災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も同様です。

要件を満たしていることを明確にするため、対象の取引先が被災したこと、債権等の免除であれば復旧支援を目的としたものであることなどを文書化して保存しておくことをお勧めします。

注3

【被災地への義援金】

法人が義援金等を支出した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄付金」、「指定寄付金」に該当するものであれば支出額の全額が損金の額に算入されます。

申告の際に、義援金を支出したことが確認できる書類、例えば災害対策本部が発行する受領証や義援金専用口座への振り込み票の控えなどの保存が必要です。

対象となる義援金の例:各県・各市町村・日本赤十字社 令和6年能登半島地震災害義援金 等

詳しくは税理士にご相談ください。